

吉川市公共工事の前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉川市会計規則(昭和40年吉川町規則第6号)第48条の2の規定による公共工事に要する経費の前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる経費は、請負金額が1件3,000,000円以上でかつ契約期間が60日以上土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供する目的とする機械類の製造を除く。)に要する費用とする。

(前金払の割合等)

第3条 前金払の金額は、請負金額の10分の4以内で市長が定める額とする。

- 2 前金払の金額は、10,000円未満の端数を切り捨てるものとし、30,000,000円を限度とする。
- 3 継続費支弁の2年以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事の金額に対してすることができる。
- 4 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における請負金額の総額に対してすることができる。
- 5 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に対してすることができる。

(前金払の申請等)

第4条 前金払を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、契約締結の日から起算して7日以内に前金払申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前払金支払決定通知書(様式第2号)に基づき、前払金請求書(様式第3号)に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 前払金の支払時期は、前払金請求書を受理した日から起算して30日以内とする。
- 4 前払金の支払は、申請者が保証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

(前払金額の変更)

第5条 市長は、前払金をした後契約内容の変更により請負金額を増額した場合において、増額後の請負金額の10分の4から受領済みの前払金を差し引いた額に相当する額以内

の前払金を追加して支払うことができる。

- 2 前払金の支払を受けた者は、契約内容の変更により請負金額を減額した場合において、支払済みの前払金額が減額後の請負金額の10分の5を超えることとなったときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に市長に返還しなければならない。

(前払金の使途制限)

第6条 前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕料、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料として必要な経費以外の経費に充てることはできない。

(前払金の返還)

第7条 前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除されたとき。
- (3) 申請者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
- (4) 保証契約を解除されたとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第8条 市長は、第5条第2項及び前条の規定に該当する場合において、返還すべき前払金を市長の指定する日までに返還しないときは、当該返還の日までの日数に応じ返還すべき額に3.4パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に契約を締結している場合は、契約の履行を完了するに至るまで、なお従前の例による。

附 則(平成8年告示第77号)

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年告示第 3 7 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 6 年告示第 1 0 5 号)

この告示は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年告示第 8 号)

この告示は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年告示第 5 7 号)

この告示は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

市長	副市長	会計 管理者	参事	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係	合議

前 金 払 申 請 書

年 月 日

(あて先) 吉川市長

請負者 住 所
氏 名

年 月 日請負契約を締結した下記の工事について、工事代金の一部を前払いされたく申請します。

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請 負 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

4 工 期

自 年 月 日
至 年 月 日

5 請負金額に対する
前払金申請額の割合

%

6 前 払 金 申 請 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

7 添 付 書 類

請負契約書(写)

決裁年月日

年 月 日

様式第2号(第4条関係)

第 年 月 号

様

吉川市長

前払金支払決定通知書

年 月 日付けで申請のあった前払金について、次のとおり
決定したので通知します。

工 事 名

前払金申請額 円

前払金支払決定額 円

申請額に対する支払決定額との差額 円

減 額 理 由

様式第3号(第4条関係)

前 払 金 請 求 書

金 額										円
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

年 月 日に契約締結した

工 事 名

工事場所

工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

の請負代金 円に対し、 年 月 日付
け前払金支払決定通知のあった前払金を上記のとおり請求します。

年 月 日

住所
請負者
氏名

(あて先) 吉川市長

下記の口座に振込みしてください	
区	預託金融機関
	普通・当座
分	こうざめいぎ
	口座名義

添付書類 前払金支払決定通知書(写) 請負契約書(写)
保証証書(原本とその写計2通)